

平成22年度市町村当初予算（普通会計）の概況

平成22年4月28日

茨城県総務部地域支援局市町村課

1 予算の特徴（総合予算編成団体）

- 県内44市町村のうち、暫定・骨格予算を編成した5団体（暫定：龍ヶ崎市，城里町，骨格：下妻市，つくばみらい市，阿見町）を除く39団体が総合予算を編成している。
- 平成22年度の県内39市町村の当初予算規模は，917,719百万円で，対前年度比3.1%の増となっている。
- 平成22年度当初予算の特徴としては，歳入面において，企業収益の悪化や個人所得の減少を反映し，昨年度から引き続き地方税が減少している中で，国の地方財政対策において地方交付税や臨時財政対策債が増加している状況にある。
一方，歳出面においては，小中学校の改築など喫緊の課題に取り組みつつも，一昨年来の国の経済対策に対応して事業を前倒してきたこと等により，普通建設事業費は減少しているが，社会保障関係経費である扶助費は，子ども手当の創設等により大幅に増加しており，予算規模も増加している。
- 予算規模が前年度に比して増加しているのは，39市町村中28市町村となっている。

【当初予算規模】

(単位：百万円，%)

区 分	当 初 予 算 額		地財計画 対前年度 増加率
	当初予算総額 (39市町村)	対前年度 増加率	
H22	917,719	3.1	△0.5
H21	889,782	1.9	△1.0

【暫定・骨格予算編成団体】

	暫定予算編成市町村	骨格予算編成市町村
H22	龍ヶ崎市，城里町	下妻市，つくばみらい市，阿見町
H21	なし	なし
H20	なし	なし
H19	なし	取手市，茨城町，五霞町

問い合わせ先

総務部地域支援局市町村課

財政担当 横山，橋浦

[直通029-301-2472，内線2470]

2 主な歳入（総合予算編成団体）

<ul style="list-style-type: none"> 地方税は、景気低迷による企業収益の悪化及び個人所得の減少を反映した市町村民税法人税割及び所得割の減等により、対前年度比3.2%の減（地財計画では5.7%の減）となっている。 各種交付金は、消費の低迷による地方消費税交付金の減等により、11.1%の減となっている。 地方交付税は、国の地方財政対策において、既定の加算とは「別枠」の加算等による増額措置がなされたことを反映し、13.5%の増（地財計画では6.8%の増）となっている。なお、地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税の額は18.0%の増（地財計画では17.3%の増）となっている。 国庫支出金は、子ども手当の創設による国庫負担分の増等により51.6%の増となっている。 県支出金は、国の補正予算を活用した県の基金事業である緊急雇用創出事業や安心子ども支援事業の増等により14.6%の増となっている。 繰入金は、地方交付税の増等により、財源不足に対応するための取り崩しが減少したこと等から、31.1%の減（昨年度は12.8%の増）となっている。 地方債は、臨時財政対策債が33.3%の増（地財計画では50.8%の増）となっているもの、一昨年来の国の経済対策に対応して公共事業を前倒してきたこと等に伴い、5.0%の減（地財計画では14.0%の増）となっている。

【歳入の状況】

（単位：百万円，%）

	H21 予算額	H22			
		予算額	増減額	増減率	構成比
地方税	398,739	386,041	△ 12,698	△ 3.2	42.1
地方譲与税	14,122	13,380	△ 742	△ 5.3	1.4
各種交付金	35,138	31,234	△ 3,904	△ 11.1	3.4
地方特例交付金等	4,527	4,271	△ 256	△ 5.7	0.5
地方交付税	112,812	128,002	15,190	13.5	13.9
分担金・負担金	12,588	12,642	54	0.4	1.4
使用料・手数料	18,659	18,362	△ 297	△ 1.6	2.0
国庫支出金	74,920	113,571	38,651	51.6	12.4
県支出金	45,289	51,893	6,604	14.6	5.6
繰入金	32,030	22,055	△ 9,975	△ 31.1	2.4
繰越金	10,175	9,884	△ 291	△ 2.9	1.1
地方債	97,315	92,469	△ 4,846	△ 5.0	10.1
うち臨時財政対策債	33,638	44,843	11,205	33.3	4.9
うち合併特例債	30,914	23,563	△ 7,351	△ 23.8	2.5
その他	33,468	33,915	447	1.3	3.7
合計	889,782	917,719	27,937	3.1	100.0

【一般財源総額等の状況】

(単位：百万円，%)

	H 2 1 予算額	H 2 2			
		予算額	増減額	増減率	構成比
一般財源総額(地方税+交付税+ 臨財債+譲与税+地方特例交付金等)	563,838	576,537	12,699	2.3	62.8
交付税+臨財債	146,450	172,845	26,395	18.0	18.8
地方債(臨財債除き)	63,677	47,626	△ 16,051	△ 25.2	5.2

※ 臨時財政対策債(臨財債)とは、地方一般財源の不足に対処するために発行される特例地方債(赤字地方債)である。

【地方税の状況】

- ・ 市町村民税(8.6%の減)・・・企業収益の悪化による法人税割の減及び個人所得の減少による所得割の減等による減
- ・ 固定資産税(1.5%の増)・・・H 2 1が評価替え年度であったため、H 2 2は在来分家屋の評価額を原則据置とし、新たに課税する新增築家屋分を見込んだこと等による増

(地方税の内訳)

(単位：百万円，%)

	H 2 1 予算額	H 2 2				
		予算額	増減額	増減率	構成比	
普通 税	市町村民税	178,932	163,493	△ 15,439	△ 8.6	42.4
	個人均等割	3,808	3,789	△ 19	△ 0.5	1.0
	所得割	137,485	131,095	△ 6,390	△ 4.6	34.0
	法人均等割	8,431	8,314	△ 117	△ 1.4	2.1
	法人税割	29,208	20,295	△ 8,913	△ 30.5	5.3
	固定資産税	181,510	184,226	2,716	1.5	47.7
	純固定資産税	179,953	182,658	2,705	1.5	47.3
	土地	60,894	60,669	△ 225	△ 0.4	15.7
	家屋	77,154	79,622	2,468	3.2	20.6
	償却資産	41,905	42,367	462	1.1	11.0
	交付金	1,557	1,568	11	0.7	0.4
	軽自動車税	4,292	4,466	174	4.1	1.2
	市町村たばこ税	17,498	17,148	△ 350	△ 2.0	4.4
	鉱産税	3	2	△ 1	△ 33.3	0.0
	特別土地保有税	0	0	0	0.0	0.0
小計	382,235	369,335	△ 12,900	△ 3.4	95.7	
目的 税	入湯税	352	345	△ 7	△ 2.0	0.1
	都市計画税	16,152	16,361	209	1.3	4.2
	小計	16,504	16,706	202	1.2	4.3
合計	398,739	386,041	△ 12,698	△ 3.2	100.0	
(参考)国保税(料)	79,284	78,293	△ 991	△ 1.2	-	

3 主な歳出（総合予算編成団体）

- ・ 義務的経費は、人件費が行財政改革による職員数の減等により0.5%の減、公債費が公的資金補償金免除繰上償還による元利償還金の減少等により0.9%の減となっている一方、社会保障関係経費である扶助費が、子ども手当の創設や生活保護費の増等により31.3%の増となっており、全体で8.8%の増となっている。
- ・ 投資的経費は、普通建設事業費について、小中学校の耐震化事業の増等により、補助事業費が22.9%の増となっている一方、単独事業費は、一昨年来の国の経済対策に対応して事業を前倒してきたことの影響や事業の抑制等により、26.2%の減となっており、全体として8.0%の減（地財計画では15.3%の減）となっている。
 なお、投資的経費の予算規模は、ピーク時の平成5年度（263,040百万円）に比べて約4割の水準となっている。
- ・ その他の経費のうち、物件費については、緊急雇用創出事業の実施に伴う賃金の増等により2.3%の増、繰出金については、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険事業会計に対する繰出金の増等により2.9%の増となっている。

【歳出の状況】

（単位：百万円，％）

	H 2 1 予算額	H 2 2			
		予算額	増減額	増減率	構成比
義務的経費	422,782	459,932	37,150	8.8	50.1
人件費	195,967	194,976	△ 991	△ 0.5	21.2
扶助費	124,783	163,820	39,037	31.3	17.9
公債費	102,032	101,136	△ 896	△ 0.9	11.0
投資的経費	119,299	109,696	△ 9,603	△ 8.0	12.0
うち普通建設事業費	119,286	109,688	△ 9,598	△ 8.0	12.0
補助事業費	44,138	54,244	10,106	22.9	5.9
単独事業費	75,148	55,444	△ 19,704	△ 26.2	6.1
その他の経費	347,701	348,091	390	0.1	37.9
うち物件費	127,959	130,940	2,981	2.3	14.3
うち補助費等	86,250	83,439	△ 2,811	△ 3.3	9.1
うち積立金	5,502	5,371	△ 131	△ 2.4	0.6
うち繰出金	102,151	105,082	2,931	2.9	11.5
合 計	889,782	917,719	27,937	3.1	100.0

4 基金(繰入)の状況(総合予算編成団体)

- ・ 平成22年度当初予算における基金繰入金は、21,919百万円と前年度当初予算より9,620百万円減少(30.5%の減)しており、30市町村で基金繰入金合計額が減少している。
- ・ このうち財政調整基金については、22市町で繰入金の前年度当初予算を下回る額を計上しているほか、減債基金では14市町、特目基金では30市町村がそれぞれ前年度当初予算を下回る額を計上している。

【基金繰入金の状況】

(単位：百万円，%)

	H21当初予算	H22当初予算	増減額	増減率
財調基金	13,618	8,862	△4,756	△34.9
減債基金	6,848	3,613	△3,235	△47.2
特目基金	11,073	9,444	△1,629	△14.7
合計	31,539	21,919	△9,620	△30.5

5 今後の対応

- 平成22年度当初予算をみると、地方財政対策により地方交付税の増額措置等がなされたものの、厳しい経済・雇用情勢のもと地方税収が更に落ち込む一方、社会保障関係経費が一層増加するなど、極めて厳しい財政状況が続くことが見込まれる。

各市町村においては、引き続き真にゼロベースの視点に立った事務事業の抜本的な見直しを図るとともに、徴収対策の一層の強化による税の徴収率の向上、使用料・手数料等受益者負担の適正化等による自主財源の確保に努めるなど、徹底した行財政改革に取り組み、財政運営の健全化を強力に推進していく必要がある。

用語の解説

◎総合予算

一会計年度を通じて定められる基本的な予算。「通常予算」，「本予算」とも呼ばれる。

◎暫定予算

①予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合，②新たに地方公共団体が設置された場合，③その他特別の理由がある場合に，総合予算が成立するまでの間の暫定的なものとして，一会計年度中の一定期間について最小限度必要とされる経費を計上する予算。

◎骨格予算

地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくい等の事由により，政策的経費等の予算計上を避け，人件費等必要最小限度の経費を計上する予算。

骨格予算は一会計年度を通ずる予算計上を行うものであり，一会計年度の一定期間のみの予算計上を行う暫定予算とは異なるもの。

◎地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込み額に関するもので，内閣が作成する。地方財政計画の主な役割には次のものがある。

- ①地方交付税制度とのかかわりにおける地方財源の保障を行う
- ②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う
- ③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる

◎普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは，地方公共団体の経営する公営企業，国民健康保険事業，後期高齢者医療事業，介護保険事業，収益事業，農業共済事業及び交通災害共済事業等に係る会計の総称。

《歳入》

◎一般財源

財源の用途が特定されず，どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には，地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金などをいう。

◎国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき，国が地方公共団体に対して支出する負担金，委託費，特定の施設の奨励又は財政援助のための補助金等。

◎都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと，都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

◎地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし，地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう，一定基準により国が交付するもの。

これにより，経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し，すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

◎普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり、94%相当額が普通交付税、6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが、特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

◎地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。具体的には、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がある。

◎地方特例交付金

児童手当及び子ども手当特例交付金（児童手当の制度拡充及び子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応して交付）及び減収補てん特例交付金（個人住民税における住宅ローン減税に伴う減収を補てん）をいうものである。なお、平成20年度までは、特別交付金（恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金が廃止されたことに伴う経過措置）が交付されていた。

◎地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。

◎合併特例債

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき合併した市町村が、合併後のまちづくりのための建設事業などを実施する際に発行することができる地方債をいう。

◎臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債であり、地方交付税の振替えとしての性格を持ち、一般財源と同様に活用できる。

《歳出》

◎義務的経費

職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。

◎投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

◎補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

◎単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

《基金》

◎財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

◎減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金。